



令和7年度 就学に向けての相談について ～12分でわかる就学相談～



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課
(**特別支援教育**総合**センター**)

【本動画の内容】

- 1 就学相談とは？
- 2 就学相談の申込みからの流れ
- 3 就学相談の申込み締切

I 就学相談とは？

小学校に入学（就学）した際、個々の力を十分に伸ばすためのふさわしい教育環境（特別な学びの場）や必要な支援について、保護者とともに考えます。

【横浜市における特別な学びの場】

①個別支援学級

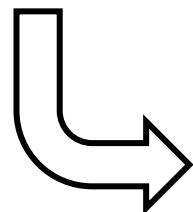
（小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級）

②一般学級＋通級指導教室

（在籍校から離れて支援指導を受ける特別な学びの場）

③特別支援学校・支援学校

（身体、知的に障害のあるお子さんが通う学校）



①～③の「特別な学びの場」を検討するためには、特別支援教育総合センターでの「就学相談」が必要です

【個別支援学級（特別支援学級）とは】

- ◆学級種…① 知的障害 ② 自閉症・情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模…児童8人に対し、教員1人
- ◆教育課程…一般学級、特別支援学校のカリキュラムを参考に、実態に応じた特別な教育課程を編成
- ◆交流及び共同学習
児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施

小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級

【通級指導教室とは】

◆目的

障害などに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服

※教科学習の補充は行いません

◆対象

① 一般学級の学習におおむね参加可能なお子さん
(知的発達の遅れがない)

② 弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉スペクトラム症、
LD・ADHD等の**特別な支援、指導**を必要とするお子さん
(難聴、口蓋裂の場合は、個別支援学級在籍のお子さんも対象)

【①と②の両方を満たすお子さん】

【特別支援学校・支援学校とは】

◆ 部 門 … 視覚障害、聴覚障害、知的障害、
肢体不自由、病弱

◆ 学級規模… 児童 **6人**に対し、教員 **1人**

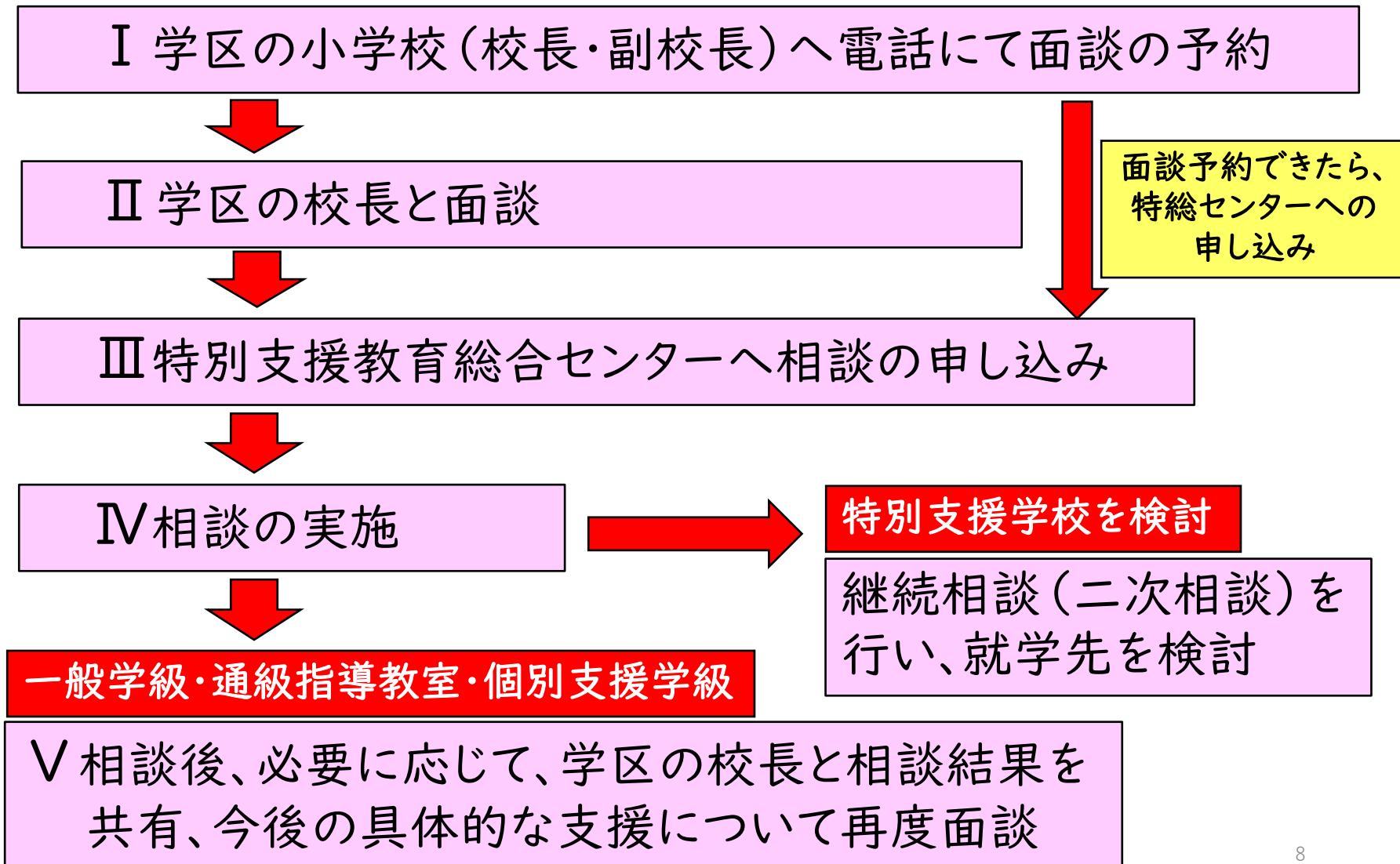
◆ 教育課程

特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達の程度に応じて、教育課程を編成

◆ 交流及び共同学習

学区の小学校の一般学級や個別支援学級の授業や行事等に参加

2 就学相談の申込みからの流れ



I 学区の小学校へ電話にて面談の予約

◆ 電話で確認すること

- ・面談に参加する人数、訪問時の注意事項を確認
- ・面談時に、一般学級や個別支援級等の見学が可能かを確認

◆ 電話をするときの例



「次年度、就学予定の〇〇と申します。校長先生か副校長先生は、いらっしゃいますか？」

（校長先生にかわったら）「初めまして、次年度就学予定の〇〇と申します。『子どもの就学についての面談』のお願いのお電話です。」

時期によって、学校行事と重なる場合や、校長の校務により、就学相談と前後することもあります。

II 学区の校長と面談

◆ 面談や見学を通してすること

- ①お子さんの様子、就学についての心配な事を相談する
- ②就学を検討している学校種(特別支援学校)、学級種(一般学級・個別支援学級・通級指導教室など)、具体的に必要な支援などを伝える
- ③学校の雰囲気や個別支援学級の様子、教室環境などの情報を得る

特別支援学校を検討している方も、必ず個別支援学級の見学をしてください

III 特別支援教育総合センターへ相談の申込み

◆必要な書類

① 就学・教育相談申込書

- ※「横浜市特別支援教育総合センター」のHPからダウンロードしてください
- ※ダウンロードやプリントアウトできない場合は、特総センターにご連絡ください

② 一年以内の発達検査結果

- ※書面でお持ちの場合のみ、コピーを同封してください

◆申込方法

① 記入したものを郵送して送る

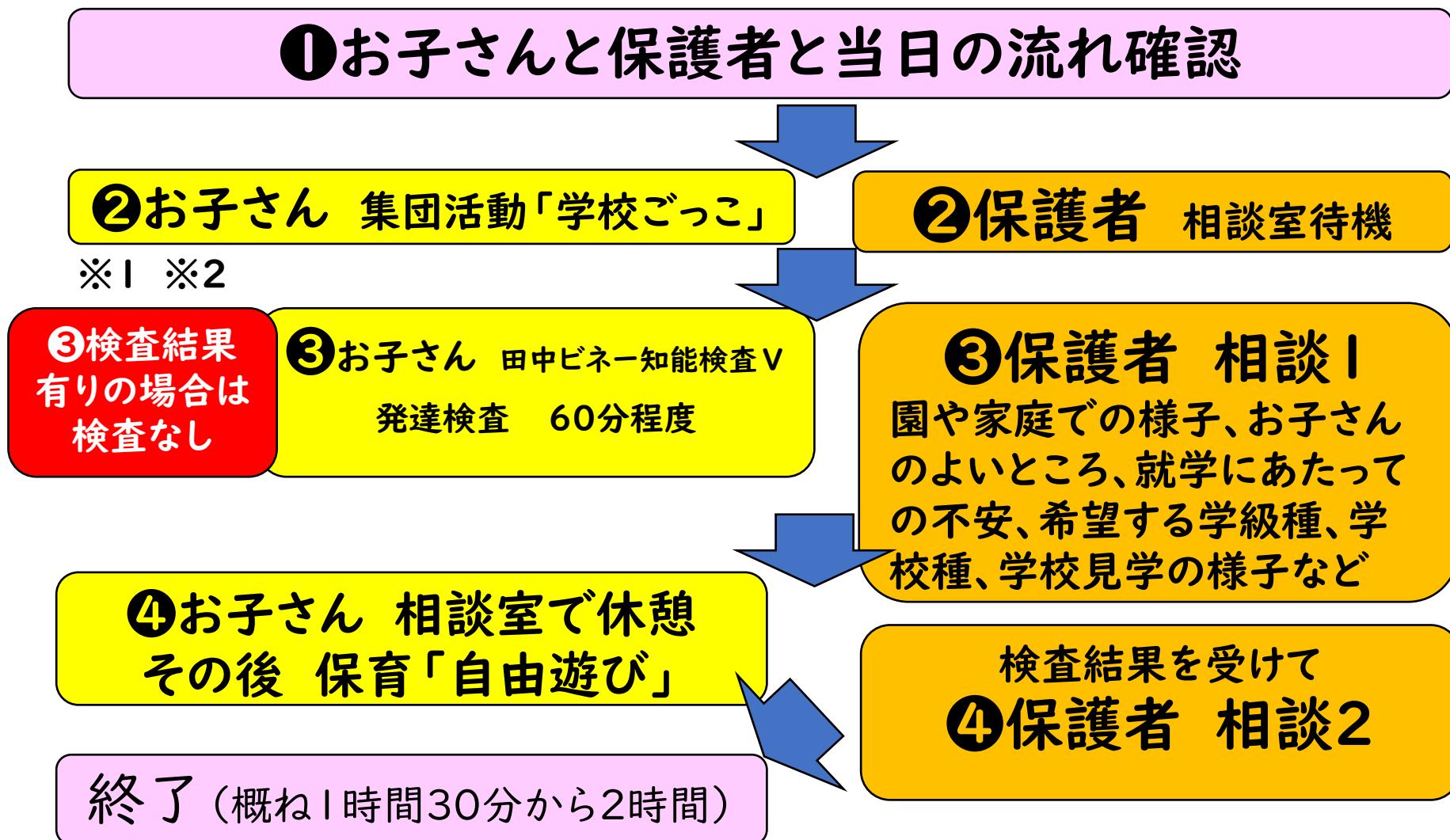
② 横浜市電子申請システムに入力して送信する

- ※「②横浜市電子申請システム」は、5月以降を目途に運用開始の予定

☆相談時期は、「検討したい就学先」によって設定します。先着順ではありません。

日程決定まで最大4か月程度時間を要することがあります。

IV 就学相談当日の流れ



※1 肢体不自由に関する相談については、集団活動や発達検査を実施しないことがあります。

12

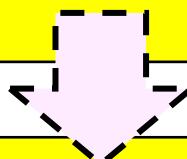
※2 肢体不自由に関する相談については、理学療法士による身体・運動面のチェックを行うことがあります。

▽ 相談後、必要に応じて、学区の校長と相談結果を
共有、今後の具体的な支援について再度面談

一般学級・通級指導教室・個別支援学級

保護者の同意を経て、相談後、特総センターから

- ①学校へ電話連絡【相談当日】
- ②学校へ「就学・教育相談報告書」を送付
【相談後4週間程】



(必要に応じて)就学に向けての準備や就学後の学級
種の最終確認、具体的な支援を学校と再度確認、検討
してください

3 就学相談の申込み締切

- ◆特別支援学校を検討:**6月30日締切**
- ◆個別支援学級、通級指導教室を検討:**7月31日締切**
(早めのお申し込みをお願いします)
- ◆相談日時決定後、ご自宅へ「相談日時決定通知書」を**郵送**します。
- ◆相談申込書提出後に、**発達検査を受けた場合は**必ず特総センターに**電話**をお願いします。
- ◆相談日時の都合が悪く、**延期する場合**や相談 자체を**キャンセルする場合**も特総センターへ**電話**をお願いします。